

( 参 考 )

西東京市環境審議会  
会長 能 智 功 様

西東京市長 保 谷 高 範

環境学習を支え推進するための基本的考え方について（諮問）

西東京市基本構想・基本計画では、「環境にやさしいまちづくり」の中で「環境意識の高揚」として「環境学習の推進」を掲げ、環境学習基本方針を定め学習の推進を図ることとしています。

市では、平成 14 年 4 月に環境基本条例を施行し、同条例に基づき平成 16 年 3 月には環境基本計画を策定したところであり、同計画の基本方針 4 の中でも「環境学習の推進」として、環境学習基本方針を定め学習の推進を図ることとしています。

一方、国においては、平成 15 年 10 月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行され、平成 16 年 9 月には基本的な方針が示されたところです。

そうした中で、環境保全や循環型社会の形成につながる活動の拠点施設として、（仮称）リサイクルプラザの建設準備が始まっています。

そこで、横断的に推進される西東京市の環境学習を支え推進するための柱となる下記事項について基本的考え方をいただきたく諮問いたします。

記

1 諮問事項

- （1）環境に関する情報提供と情報収集の実行可能なしくみについて
- （2）環境学習に係る実行可能な市関係機関、高校、大学、事業者の連携・協働について

2 答申の時期

平成 17 年 9 月

環境学習を支え推進するための基本的考え方について  
(答 申)

平成17年9月28日  
西東京市環境審議会

## 1 はじめに

環境問題の深刻化、複雑化・多様化を背景に、環境学習の重要性を訴える声が高まりを見せる中、平成16年11月22日、西東京市長から環境審議会に対して、「環境学習を支え推進するための基本的考え方について」諮問がなされました。

これを受け、本審議会では、全体審議に加えて、審議を効率的かつ効果的に進めるため、委員8名からなる環境審議会小委員会（以下「小委員会」という。）を設置し、答申案の骨子づくりのため会議を重ねてきました。

小委員会では、平成17年4月25日から6月27日まで4回会議を開催し、西東京市環境基本計画の基本方針4の4つの柱「環境情報の交流」「環境学習の推進」「環境保全活動への支援」「パートナーシップの推進」を視野に入れつつ、今後策定される「西東京市環境学習基本方針」の柱となるべき基本的考え方を整理しました。さらに、西東京市として環境学習を推進するための実行可能な事業展開が図れるよう、できる限り具体的な提言を意識しながら議論を進めてきたところです。

また、本審議会では、小委員会における事前の検討素材として各審議会委員からの環境学習に関する意見を意見シートとして取りまとめる一方、事務局において実施した環境学習に関する市内小・中学校に対するアンケート並びにヒアリング結果等を参考にしながら、小・中学校、高校、大学、事業者、市民、行政等の各主体がもつ資源を有効に活用しつつ、相互にどのように連携が図れるのかを中心に検討してきました。

以上の小委員会並びに本審議会での検討の結果を踏まえ、本審議会では、西東京市における環境学習を支え進めるうえでの基本的考え方を整理したうえで、これらの基本的考え方に基づき、この度の諮問事項となっている「(1)環境に関する情報提供と情報収集の実行可能なしくみについて」及び「(2)環境学習に係る実行可能な市関係機関、高校、大学、事業者の連携・協働について」のキーワードとも言うべき「西東京市における実行可能な取り組み」を提示することとしました。

なお、これらの取り組みは、行政が主体的に取り組まなければ実行可能とならないことは勿論ですが、さらに小・中学校、高校、大学、事業者、市民等も主体的に係わる必要があることは言うまでもありません。

本審議会では、本答申で提示されたものが速やかに実施され、本答申をきっかけに、市民一人ひとりが将来を持続可能な社会にするためにはどうしたらよいか、また、そのための教育・学習はどうあるべきかについての議論が深められることを期待するものです。

## 2 環境学習を推進する必要性と背景

### (1) 今日の環境問題

今日の環境問題は、「大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの定着化、人口や社会経済活動の都市への集中等を背景とし、自動車交通量の増加等による大気汚染、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大、身近な自然の減少」などから、「地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少といった地球規模の環境問題」に至るまで、多様化・深刻化しています。

これらはいずれも、これまでの公害問題とは異なり、一企業や産業界、一地域における対策のみでは解決しきれないものです。また、地球環境問題や化学物質による問題の中には、それらが引き起こす様々な影響や、生じた影響を食い止めたり、回復したりするための方策について、必ずしも十分な科学的知見を持ち合わせていないなど、不確実性が存在しています。

### (2) 環境学習の必要性

地球環境は、すべての生命の生存基盤であり、人はその大きな恵みに支えられてこそ健康で文化的な生活を送ることができます。

しかしながら、この限りある地球環境が、人が与える負荷によって損なわれつつあります。このままの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルを続けると、地球環境に取り返しのつかない影響を及ぼすことは明白です。

こうした危機的状況に対処するには、持続可能な社会の実現に向け、現在の社会経済活動やライフスタイル、そしてそれを支える社会システムを根本的に見直すことが不可欠です。そのためには一人ひとりが、大気・水・土などを含めた多様な環境が人類に与える計り知れない恵みを理解し、環境を大切に思う気持ちを育むことが大切であり、そのうえでそれぞれの日常行動が環境にどのような影響を与えているか、また、そのことが自分たちの生活や将来の世代にどのような影響を及ぼすかなど、人と環境との相互作用について認識し、実際の行動に生かしていく必要があります。

以上のことを踏まえ、今日の環境学習を定義するとすれば、西東京市環境基本計画の中で掲げている「みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ」ことを目指し、一人ひとりを「行動」に導き、持続可能なライフスタイルや経済社会システムの実現に寄与するものと位置づけられます。

今までに行われてきた環境学習として、自然のメカニズムや人と自然との関係についての理解や、自然に対する愛情とモラルの育成は、人の生活・社会全般における環境保全活動を促すうえで相応の効果を上げてきたと言えるでしょう。

しかし、今日の環境学習には、さらにこれを一歩進めて、人びとの日常生活や社会活動において環境負荷の少ない行動様式を具体的に現実のものとし、持続可能な社会に目に見える役割を果たすことが期待されていると言えます。

また、環境問題の解決のためには、新たな問題の発生を未然に防止していくための行動力や環境に配慮した技術の開発や研究を進めることも必要であり、このような面からも環境学習に期待が高まっています。

一方、市民によるまちづくりの重要性の強調、さらには本市における市民参加条例の制定にもみられるように、市民が政策形成過程に参加することの重要性が指摘されています。環境政策においても例外ではありません。

このような流れからも、環境政策を進めるうえで、市民の参加を得ていくことがもめられており、そのために市民は、環境への関心や環境の現状等に関する理解を持つこ

とに加え、政策の意思決定のプロセスに係わっていくことが重要です。そして、これらの前提としては、環境に関する行政情報が公開され、市民・市民団体の有する情報や意見等との交流が進み、的確に情報が共有される必要があります。

### (3) 持続可能な社会と環境学習

以上のような今日的な環境学習の意義を認識しつつ、環境学習が持続可能な社会の実現に具体的にどのような役割を果たし得るかを検討しておくことが必要です。

市民の環境問題への関心は高まり、環境保全が必要だという理解は進んでも、それが環境保全のための具体的な行動に結びつきにくいということが指摘されています。これは「他の誰かにまかせておけば良いだろう」「何をしたらよいのか分からない」「行動したとしても、それがどういう効果があるのか分からない」などという思いによるものと思われる。

したがって、自らの行動を具体的にどう変えればよいのか、そのことによりどのような効果が得られるのか、また、それを支えるどのような社会的なしくみが存在するのかなどを情報として適切に整理し、各主体に伝えていくことが必要です。これらを通して、各主体に環境重視の価値観や行動基準を確立するよう促すことが必要です。環境学習はこれらのための重要なツールとなり得るものです。

一方、持続可能な社会の姿やそれに至る道筋について、市民一人ひとりが自ら考えて、これに答えを出していくプロセスも環境学習の重要な要素です。つまり、環境学習は、全地球的なこと及び将来世代のことまで、視野を空間的・時間的に広げていく活動であり、それらを通じて、持続可能な社会の将来像を自ら描き、その実現に向けて取るべき行動を選び取っていくことが期待されます。

こうした一人ひとりの意識の深化・発展が、ひいては社会全体の考え方の変化につながり、環境問題の本質的解決の道を開くものと考えられます。

もとより、持続可能な社会は、環境学習のみをもって実現されるものではなく、法的規制、経済的措置、社会資本整備、技術開発などとの適切な組み合わせによって達成されていくものですが、このためには、社会的な合意が必要とされ、これらの基盤づくりにも環境学習が果たす役割は大きいと言えます。

### 3 環境学習の現状

#### (1) 国の現状

国は、平成15年7月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)」を成立させ、平成15年10月に一部施行しました。平成16年9月には「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針」を閣議決定し、同年の「人材認定等事業に係る登録に関する省令」の公布を経て、同年の10月に同法を完全施行しました。この法律には、国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるための環境教育・環境学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくための体験機会や情報の提供等の措置が盛り込まれています。基本方針には、これらを推進するに当たっての基本的な考え方、具体的な施策が定められています。また、環境保全活動や環境教育の現場における指導者不足、教育現場と環境教育指導者のマッチング欠如等の課題に対応するための人材認定等事業の事業登録制度の運用を開始しました。

#### (2) 東京都の現状

東京都は、平成4年5月に環境学習を推進するに当たっての基本的考え方、施策の方向等を示すことにより、環境学習に関連する事業を実施する際の指針となる「東京都環境学習基本方針」を策定し、『一人ひとりの人間が、人間と環境とのかかわりについて、理解と認識を深め、環境に配慮した行動が取れるようにする』ことを基本理念とし、さらに、平成5年10月に東京都における環境学習に関連する施策をより総合的、計画的、効果的に推進するために「東京都環境学習事業計画」を策定し、その推進を図ってきました。

しかし、地球温暖化問題をはじめ、グローバル化した環境問題への対応には、一人ひとりの認識と取組がさらに重要性を増してきています。そのため、東京都は、環境学習基本方針の内容の見直しを図り、一人ひとりが地球人としての行動様式を身につけることができるよう教育内容の再構築を検討しています。

#### (3) 西東京市の現状

西東京市は、平成14年4月に「西東京市環境基本条例」を施行し、『市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐ』こと等を基本理念とし、環境学習の推進と環境情報の収集・提供についての措置を明文化しています。さらにこの条例に基づき、平成16年3月に「西東京市環境基本計画」を策定し、環境情報の交流、環境学習の推進、環境保全活動への支援、パートナーシップの推進などについて、各主体が取り組むべき基本的な考え方を示しています。

#### 4 西東京市として環境学習を支え推進するための基本的考え方

環境学習については、前述したとおり、平成15年10月に「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行され、平成16年9月に国の基本的な方針が示されています。しかし、その全体的な取組については、実際に環境学習基本方針を策定している自治体もまだ少なく、過渡期にあると言えるでしょう。

今日の環境問題は、都市・生活型公害から地球環境問題に至るまで、極めて多岐にわたりますが、これらはエネルギー、食糧、人口問題を始め、現代のライフスタイルからそれを支える社会システムに至る様々な事項が相互に関連しながら、多面的・複合的に環境に影響を与えた結果として生じています。また、環境の問題は、文化、歴史、さらには政治、経済、人の精神的な面にも影響をあたえるものでもあります。

このような環境問題の特質を踏まえると、環境学習においては、ものごとを相互関連かつ多角的にとらえていく総合的な視点が欠かせないものとなります。

一方、環境学習が一つのソフト面での政策手法であることを考えると、環境情報の整備・提供、環境影響評価、経済的措置などの様々な施策、政策手法との適切な組み合わせ、連携を図ることにより政策効果を高めることも重要となります。

そのためには、環境問題の現状やその原因について単に知識として知っているというだけでなく、実際の行動に結び付けていく能力、すなわち、課題を発見すること、課題を自分なりの感じ方で探求し、客観的に分析していくこと、多くの情報の中から必要かつ客観的な情報を収集し活用すること、多様な選択肢の中から最善のものは何かを判断すること、問題解決のための方法を見出し実践すること、様々なデータをもとに先を見通していくこと、他者の意見に耳を傾け多様な立場の人たちと協力し合うこと、自分の意見を他者に伝えていくことなどといった多様な能力が必要とされます。

また、環境学習の基礎となる自然への感性や環境を大切に思う心は、恵み豊かな自然の中で、五感を駆使して感動、驚き、畏れなどを体感したり、生活体験を積み重ねたりすることにより、培われるものであり、特に、幼年期においては、このような良質の体験機会が重視されるべきであると考えます。

その際、環境学習と銘打たない既存の様々な活動や、そのための場や機会を環境学習という視点から見直し、積極的に活用することも検討するべきです。

本審議会では、以上のような認識も踏まえつつ、西東京市環境基本計画で示されている方向性を視野に入れながら、西東京市の環境学習を推進するために市民の自発性を尊重し、後述する5つの項目を基本的考え方としてとりまとめました。この考え方は、今後、策定される「西東京市環境学習基本方針」のベースとなるものであると考えます。

##### 総合的な視点をもって取り組む

環境学習で取り扱う内容は、大気や水、みどり、ごみといった身近なものから、地球温暖化などの地球環境問題、エネルギー問題やライフスタイル、消費活動、歴史、文化、経済など、極めて多岐にわたっています。このためこのような環境の特質を踏まえて環境保全に関する実践活動を進め、発展させるためには、相互関連的かつ多角的にとらえていく総合的な視点・取組が必要になります。

##### 体験的、実践的に進める

環境学習は、環境問題の現状やその原因について知ることも大切ですが、環境に対する人の責任と役割や命の大切さについて理解し、環境保全に関する実践活動につながるものが最も大切であると考えています。このためには「気づき、関心を持つ」「調べる」「理解



する」「考える」「実践する」という一連の段階を気軽に経験し、その取組を何度も継続的に繰り返すことが重要であると考えます。

### **すべての人を対象に進める**

環境学習を実施する対象としては、特定の年齢層や団体に限定して行われるものではありません。すべての人が環境に対して責任を持つとする観点から、幼児から高齢者までの人だけでなく、地域の団体、学校、事業所、行政、すべてが環境学習の学びの主体になることが求められます。

### **生涯にわたって継続していく**

環境学習はあらゆる年齢層に対して、それぞれの段階に応じて体系的に行われる必要があると考えられます。また、環境問題は人間社会が営みを続けていく限り、新たな事態を生み出していることから、それらに対処していくためには、過去の経験に加えて、新しい情報に基づく学びが必要です。これらを踏まえ、環境学習は生涯学習であることが考えられます。

### **様々な連携が欠かせない**

一人ひとりの市民は、家庭に属すると同時に、地域社会や企業あるいは学校にも属しており、特定の場所だけではなく、様々な場面で環境に配慮した具体的な行動が行われることが大切です。そのためには家庭や学校、地域社会、職場など様々な場面で、様々な環境学習が行われ、それらが相互に連携することが求められていくと考えます。

## 5 西東京市における実行可能な取り組みについて

前述した「西東京市として環境学習を支え推進するための基本的考え方」を踏まえ、今後、具体的に講ずべき施策等を整理します。

西東京市環境基本計画では、環境情報や各主体の連携について、以下のような方向性が示されています。

### - 環境情報について -

環境情報の交流は、一方的な情報提供ではなく、子どもから大人まで、市民から事業者、行政を問わずに情報が相互に交流できるような方法で進めていきます。その中で、事業者、市民の環境に関する意見などを広く聞き、環境行政へ反映させていきます。

また、散在する環境情報を集約し、さらに不足している環境情報については新たに補充するなど、環境情報の整備を進め、市民の環境意識の向上や環境学習に資するよう、わかりやすく情報の提供を行います。

### - 各主体の連携について -

市民団体、環境教育従事者、地域環境に関する知識の豊富な人など、環境保全に関して専門知識を有し、また、率先した行動を行うことのできる人材を環境リーダー（核となる人）として育成・組織し、連携しながら環境保全活動を推進します。

また、市民の環境保全活動への参加と、活動の広がりを目指して、事業者、市民、市民団体などと市が信頼関係を築くとともに、相互に協力し、連携を深めながら、環境保全を通したまちづくりを推進していきます。

なお、環境学習の推進は、行政の主要な政策課題である一方で、市民一人ひとりが「いかに生きるか」という、いわば価値観をも問うものであることに留意しなければなりません。

行政は、各地域において環境学習が展開されるよう、その理念の普及や推進のためのしくみづくりに力を入れるべきです。また、自らが実施している、あるいは実施しようとしている様々な施策に、環境学習の視点を取り入れていくことも重要です。

市民団体がその民間性、自主性、専門性、地域性等を生かして、環境学習を推進していくことも大いに期待されているところです。環境学習に関するノウハウや実践経験を豊富に積み上げている市民団体や個人等との連携を積極的に図ることも検討しなければなりません。

## (1) 環境に関する情報提供と情報収集の実行可能なしくみについて

---

### 基本的な考え方

#### ～ネットワークで多彩な情報をつなぐ～

複雑な環境問題を抱える現代社会において、環境に関する情報に対するニーズが高まっています。このことから、より多くの人たちに情報を共有してもらうため「量・質・速さ」などを含めた『しくみ』をつくる必要があります。

市民の主体的な環境学習や実践行動を促すためには、環境の現状や環境問題に関する情報が、欲しい時に欲しい形で入手できるような体制が整備されていることが前提となります。

このため、行政は、多角的視野に立った基礎的な情報を整備するとともに、各主体の有する情報とのリンクなどにより、それらの提供及び有効利用のための体制を体系的に整備・強化することが必要です。

特にライフスタイルや経済社会システムの変化という観点からみると、消費行動において環境を重視していくことを促すことも効果的です。製品選択に際して購入者が留意すべきポイントや、個々の製品が環境面でどのような性質を持っているかに関する情報、さらには、エコマークなどのラベリング制度やグリーン購入といった社会的なしくみなどに関する情報を、市民がいつでも入手できるように整備することが大切です。

また、環境学習に関する機会を拡大する意味からも、環境学習に係わる個人・団体の活動状況や、各主体の企画・実施している様々な学習講座、イベント、セミナー等に関する情報などを集約し、整理のうえ、一覧的に発信していくような環境学習情報システムを構築するべきでしょう。

---

### 具体的な取組

地域の環境を学ぶ方法として、地域の歴史を知る人(地域の市民や高齢者、農家、商店者など)から歴史を学び、歴史の流れが環境の変化でもあることを踏まえて、総合的な視点を取り入れた環境学習の取組を進めていくことが必要です。

市が所有する郷土史や大学などが所有する古文書などの資料を活用し、地域住民等を交えた連携のもとに、市内の環境の変化を取りまとめることが必要です。

市の広報等に環境コーナーを設置し、総合的な環境情報の発信を行うとともに、学校や職場を含めた市内各地域において資格や経験を持った環境学習を推進するリーダーとなりうる人に依頼して情報や意見等を提出してもらい、環境情報作成の参考とする「しくみ」を検討する必要があります。

市のホームページに環境コーナーや地域事業者等の関連リンクの設置や各主体からの情報・意見を掲載する掲示板開設等の検討をする必要があります。

図書館と連携し館内に環境関係の図書コーナーを設置するなど、市民等が情報収集しやすい環境を整備する必要があります。

地域に生息する動植物の分布や自然観察フィールドなどの身近な情報を収集し、それらを地図情報(環境マップ等)として反映させていく「しくみ」を検討する必要があります。情報の拠点施設を設置する際には、環境体験コーナー、環境サポートコーナー、環境リーダー養成講座等を設け、環境に関する情報提供・情報収集の拠点として位置づけていく必要があります。

## (2) 環境学習に係る実行可能な市関係機関、高校、大学、事業者の連携・協働について

### 基本的な考え方

#### ～推進の原動力として多彩な人材が育つしくみ～

環境学習を進めていくうえで、各主体の特性や対等な立場を基本としながら、相互に協力・連携できる形を検討していくことは大切です。そのうえで行政が担うものとして、環境担当部門が行政内部や教育委員会との連携についてコーディネートしていく必要があります。

また、持続可能な社会の実現を目指して、体験を重視した環境学習を推進するには、環境や環境問題等に関する専門知識はもちろんのこと、環境学習のための技能・手法を備えた多様な人材が必要です。例えば、どのような目標に立って、どのような内容、手法で活動を行うかという全体的な企画・計画を行う役割を担う人(プランナー)や、それぞれの活動の場で参加者の思いや参加者同士の関係を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人(ファシリテーター)、さらに、様々な人や団体、場とのネットワークづくりやそのつなぎ役として調整を行う役割を担う人(コーディネーター)などです。また、地域での環境活動の実践を担うリーダー的な人材も多数求められます。

活動する意欲や様々な専門性を備えた人材が、地域で多様な形で多数存在することは、地域での環境保全活動や環境学習の推進にとって大きな原動力となるものです。加えてそれぞれの専門分野や特性を生かしつつ連携して活動できるようしくみや、環境学習の指導者としての技能・手法を身につけるための体系的な研修を受けられる機会の提供・充実が必要です。

一方、地域での実践活動の中心となっている個人、市民団体等が、それぞれの経験、視点等を分かち合いながら、実践の輪や活動の幅を広げられるよう、交流機会の提供やネットワーク形成支援を行うことも重要です。

なお、本格的な高齢社会が控えています。そのことから団塊の世代の人たちの活動機会を拡大することにより、各年齢層の活動の活発化・多様化も期待できるものと考えます。

### 具体的な取組

市内小学校において、教科教育・総合的な学習の時間の中で行われている「環境教育」の実践例を整理し、各学校の実態に応じたプログラムの作成を、各学校で進めていくことが必要です。

学校における環境教育実践の実態把握、全国の環境教育の推進先進校などの実践分析、市における環境学習の実態把握

目新しさや新たな発見の中から、最終的に環境へ結びつけ、子どもたちが「実感」を得られ、さらに自ら考え行動に結び付けられる授業を進めるためには、総合的な学習の時間等に外部から実験等のノウハウを持った市民団体・NPO・ボランティア等に講師を依頼する取組が必要です。また、生涯学習の場においても、そうした取組を発展させる必要があります。

生きた環境学習を学ぶため、環境に関連する学問を専門とする大学教員を、小・中学校や高校などの学校や環境団体などに派遣し、講演・実習をしてもらうことや、大学との交流会を行うことが必要です。また、教師の環境意識を高めるための講習なども必要です。

環境問題について学校教育機関等と事業者が幅広く連携した環境教育の取組の可能性を

検討していく必要があります。

事業者の持つまちづくりに係る技術シンクタンク及び実験フィールドの活用、実験や社会見学フィールドの提供及び専門家派遣等、環境カリキュラムの導入等  
学校が持つ既存の資源を活用して、地域の人たち(市民・市民団体・NPO・高校・大学等)が連携・協力して、観察フィールドとして継続的に管理・運営していく方法を考えていく必要があります。

高等学校の生徒や近隣の大学の学生に活用方法などのアイデアを募るなどして、学生と児童でビオトープや農園などを管理・運営  
子どもが家庭で大人と一緒にになってCO<sub>2</sub>削減を考え、実践していく手段として「kidsISO」に取り組み、子どもたちが自ら取り組んだことが地球温暖化防止に役立っていることを段階的に理解することができる様に、市や関係機関が協力して実施校を増やしていく必要があります。

環境に配慮した取組をしている地元事業者や市の施設などを環境学習の拠点として活用していく必要があります。

事業者の施設等(屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ、コンポスト等)、環境学習・活動センター  
学校や職場を含めた市内の各地域において、環境に関する資格や経験を持った人たちを組織化し、さらにそれらの人たちが環境学習を推進するリーダーとなって活動することで、連携の役割等を担うことが必要です。  
団塊の世代の人たちや高齢者層を対象とした人材育成のための講座等を支援していくことが必要です。

## 環境審議会・小委員会の会議経過

### ■環境審議会

回次	開催日	検討内容
平成16年度 第4回 審議会	平成16年 11月22日(月)	環境学習を支え推進するための基本的な考え方について、市長から諮問を受ける。
第5回 審議会	平成17年 1月24日(月)	環境学習を支え推進するための基本的な考え方について諮問事項を検討していくため小委員会の設置や環境学習に関する各主体の取組状況・意見について議論を行う。
第6回 審議会	2月28日(月)	環境学習を支え推進するための基本的な考え方について小委員会委員の選任と環境学習に対する審議会委員意見の集約について審議を行う。
平成17年度 第1回 審議会	7月25日(月)	環境審議会小委員会における検討結果報告について小委員会からの報告書について、審議会委員が基本的な考え方について具体的な議論を行う。
第2回 審議会	9月5日(月)	環境学習を支え推進するための基本的な考え方(答申案)について
第3回 審議会	9月26日(月)	環境学習を支え推進するための基本的な考え方(答申案)について

### ■環境審議会小委員会

回次	開催日	検討内容
第1回 小委員会	平成17年 4月25日(月)	小・中学校の環境学習に関するアンケート調査についてアンケートから見た「環境教育・環境学習の現状」と「環境教育・環境学習におけるネットワークづくり」について議論を行う。
第2回 小委員会	5月23日(月)	環境教育・学習における各主体の取組について各委員の意見を参考に、学校・家庭・地域・職場などでの取り組みと情報収集の仕方と提供について議論を行う。
第3回 小委員会	6月6日(月)	小委員会での検討方向に係る5つの基本的考え方これまでの小委員会での議論、委員意見シートなどを集約して基本的な考え方を作成。それを受けた具体的な取組について議論を行う。
第4回 小委員会	6月27日(月)	環境審議会小委員会検討結果報告(案)について報告案についての内容確認と具体的な取組について議論を行う。

## 西東京市環境審議会委員名簿

役 職	氏 名	選出区分
会 長	能 智 功	学 識 経 験 者
副 会 長	一 方 井 寿 子	公 募 市 民
委 員	石 部 公 男	同 上
委 員	大 森 と み	同 上
委 員	木 内 多 紀	同 上
委 員	外 山 正 登	同 上
委 員	檜 垣 晋	同 上
委 員	伊 藤 功	事 業 者
委 員	宇 都 宮 久 馬	同 上
委 員	齋 藤 茂	同 上
委 員	保 谷 隆 司	同 上
委 員	松 永 守 弘	同 上
委 員	伊 豆 田 猛	学 識 経 験 者
委 員	市 川 陽 一	同 上
委 員	大 月 勝 義	同 上
委 員	金 成 八 ツ 工	環 境 関 係 団 体
委 員	中 村 賢 司	同 上
委 員	中 村 眞 一	環 境 関 係 団 体
委 員	松 本 秋 広	同 上 (平成 17 年 3 月 31 日 退 任)
委 員	大 町 洋	同 上 (平成 17 年 4 月 1 日 着 任)
委 員	渡 来 雅 男	同 上 (平成 17 年 3 月 31 日 退 任)

は小委員会の構成委員